

JETRO

特許庁委託事業

# 模倣対策マニュアル

## ブラジル 編

2011年3月



## 第 8 節 技術移転

### 8.1. 準拠法

技術移転契約は、多くの法律で定められているが、とりわけ法律第 8884/94 号、法律第 8955/94 号、法律第 9279/96 号、法律第 4131/62 号、BACEN 回状第 2816/98 号、及び政令第 3000/99 号によって規定されている。

### 8.2. 政府の政策

技術移転契約は、使用許諾権を伴うもの（特許及び工業意匠の実施、並びに商標の使用）、専門技術の取得を伴うもの（技術の提供、並びに技術科学援助サービスの提供）、並びにフランチャイズ契約を含む。こうした種類の契約は全て、国内企業間、あるいは国内企業と海外に主たる事業地又は本拠地を有する企業との間で作成されているかに関わらず、INPI に登録されるべきことが法律で義務付けられている（規範法第 135・97 号、第 1 項）。

### 8.3. 登録

こうした契約を登録することの主な目的としては、次のものが挙げられる。(i) 第三者に対して効力を有すること（IPC 第 62 条、第 140 条及び第 211 条）、(ii) 契約に由来する海外への支払を合法化すること（法律第 4.131/62 号及び BACEN 回状第 2.816/98 号）、及び (iii) 特許の実施若しくは譲渡、商標の使用若しくは譲渡に関するロイヤリティとして、並びに技術移転及びフランチャイズに伴う報酬として、法人が支払う若しくは貸方の金額の税額控除を正当化すること（政令第 3000/99 号）である。

規範法第 135/97 号第 4 項は、登録出願の際に提出を義務付けられる書類の一覧を示している。(i) 契約又は行為証書の認証された原本、(ii) 外国語で作成されている場合には、ポルトガル語への翻訳文、(iii) 契約を正当化する説明書、(iv) 技術の譲受人又は特権を付与された者の登録書類、(v) 当事者の裁量により、取引に関するその他の書類、(vi) 支払義務を負う報酬の領収書、及び、(vii) 委任状。

同様に、INPI は、規範法第 135/97 号に基づき、必要書類をより具体的に定める。(i) 契約当事者が署名した、契約に関する登録請求書及びインヴォイスの謄本 3 通、(ii) 認証された契約又は行為証書の原本及び謄本、又は認証謄本 2 通、(iii) 外国語で作成されている場合には、対応する翻訳文、(iv) 支払義務を負う対価の領収書、(v) 法律第 9.279/96 号（産業財産法）第 216 条及び第 217 条に基づく委任状、(vi) 登録請求を正当化する書状、(vii) 譲受人の登録書類、(viii) 当事者の裁量による、取引に関するその他の書類及び／又は情報、(ix) 該当する場合、株主／持分権者の関係が表示され、当事者の持分権の詳細。

さらに、2 人の証人の前で、契約及び書類に署名する者を特定し資格を付与することが必要である。海外で署名された場合、領事認証が必要である。

（出典：[http://www.INPI.gov.br/menu-esquerdo/contrato/pasta\\_oquee/documentos.html](http://www.INPI.gov.br/menu-esquerdo/contrato/pasta_oquee/documentos.html)）

#### 8.4. 請求手続

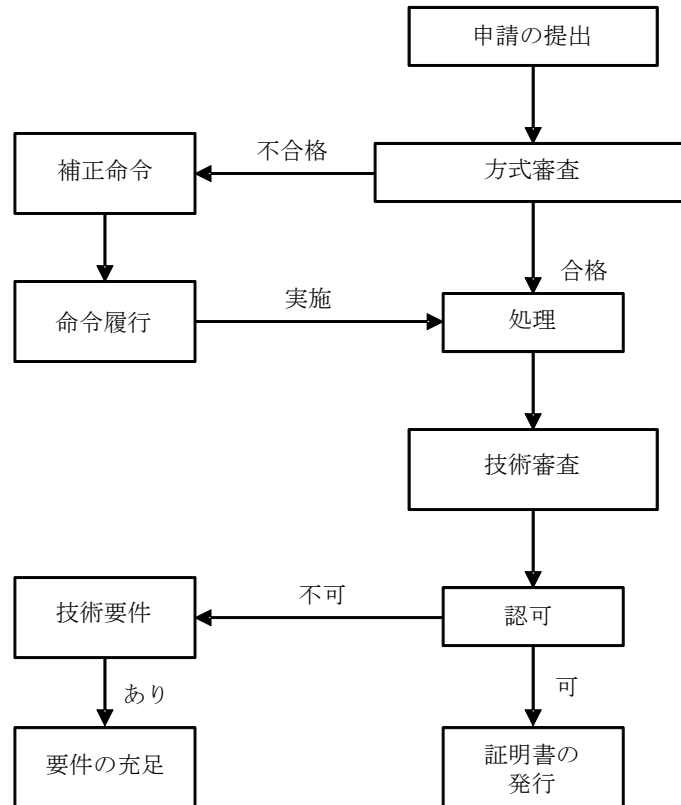
第一に、出願人は、登録を予定する契約が、登録される対象として INPI が列挙しているものの一つであることを確認しなければならない。疑義のある場合、分析及び専門家の意見を求めて契約案を提出し若しくは提出せずに、簡易検索（「Consulta Simples」）を行うことが可能である（[http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/copy\\_of\\_index.html](http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/copy_of_index.html)）。

次に、出願人は INPI のサービス手数料を支払い、請求書類を“Seção de Protocolo e Expedição do INPI-SEPREG（「INPI-SEPREG 提出発送室」）；Divisões Regionais – DIREG’s（「地方課– DIREG」）；Representações – REINPI’s（「申請課– REINPI」）；又は Postos Avançados – PA’s（「前払郵便」）”で提出しなければならない（<http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/instituto/enderecos-e-telefones/INPI%20no%20Brasil>）。

出願後、INPI の DIRTEC（「技術契約部」）が、書類及び文書を点検し、要件を遵守しているかを確認する。補正命令が求められることもある。

次に、DIRTEC は技術・経済的実現可能性と形式の両方を確認するために技術的審査に進む。次の段階においては報告書が発行され、当該報告書は契約の注記、説明の要求、技術的補足、又は出願の拒絶を勧告できる。出願の拒絶査定は INPI 自体に不服申立てをすることができる。

（[https://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/pasta\\_processamento](https://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/pasta_processamento)）



## 8.5. 申請できる者

登録の申請は、いずれかの契約当事者（譲渡人及び譲受人）がすることができる。

## 8.6. 他の関連事項

### 8.6.1. 商標の使用（使用許諾）

商標の使用許諾契約では、交渉される通常の支払方式は、販売される単位当たりの一定金額、又は純販売額の歩合である。この種の契約における対価は、登録後にのみ支払うことができる。

多数資本を有する企業（companies with majority capital）は、市場価格および法律第 8383/91 号第 50 条に従い、法律第 4131/62 号及び財務省令第 436/58 号が定める租税控除限度額を遵守しなければならない。

(<http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/tipos-de-contrato/uso-de-marca>)

### 8.6.2. 特許実施許諾

特許実施許諾契約では、交渉される通常の支払方式は販売される単位当たりの一定金額、又は純販売額の歩合である。この種の契約における対価は、特許の付与後にのみ支払うことができる。

多数資本を持つ企業は、市場価格及び法律第 8383/91 号第 50 条に従い、法律第 4131/62 号及び財務省令第 436/58 号が定める租税控除限度額を遵守しなければならない。

(<http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/tipos-de-contrato/exploracao-de-patente-e-desenho-industrial>)

### 8.6.3. 意匠の実施権許諾

意匠実施権許諾契約では、交渉される通常の支払方法は販売される単位当たりの一定金額、又は純販売額の歩合である。この種の契約における対価は、登録の付与後のみ支払うことができ、報酬は実施権許諾日に遡及することができる。

多数資本を持つ企業は、市場価格及び法律第 8383/91 号第 50 条に従い、法律第 4131/62 号及び財務省令第 436/58 号が定める租税控除限度額を遵守しなければならない。

(<http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/tipos-de-contrato/desenho-industrial>)

### 8.7. フランチャイズ

フランチャイズ契約における対価は通常、フランチャイズ料（事業開始時に支払われるべき一定金額）、ロイヤリティ（純販売額の歩合）、宣伝手数料（売上の歩合）及びその他を含む。契約は該当する商標の有効期間について登録される。

(<http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/tipos-de-contrato/franquia>)

### 8.8. 租税公課

ロイヤリティとして支払、貸方記入、引き渡し、使用、又は海外送金をされる金額は、15%の所得税控除の対象となる（政令第 3000/99 号第 710 条）。該当する場合、海外送金を正当化する書類は中央銀行及び連邦歳入庁に提出されなければならない（政令第 3000/99 号第 716 条）。

発明の実施許諾又は商標の使用においてロイヤリティとして支払われるべき金額は、法律第 4131/62 号第 12 条に基づき、製造又は販売される製品の総収入の 5%を上限として所得税を控除される。

上限の率は、ブラジル企業が行う事業により異なる。適用される率は 1%から 5%であるが、財務省令 436/58 号によるところとなる。ブラジルの税法では、ロイヤリティとして支払った額が財務省の定めた率を超えた場合は、その額は所得税上、控除対象とならず、利益配分とみなされる（政令 3000/99 号第 2 章 355 条）。

以下のロイヤリティは、制限なく、税額控除することができない。(i) ブラジル支店から、海外の親会社に支払われたロイヤリティ、(ii) 直接又は間接的に議決権付き資本を支配し海外に居住する者に対しブラジル企業が支払うロイヤリティ、(iii) ブラジル中央銀行に登録されている契約において予定されていないロイヤリティ（政令第 3000/99 号第 353 条）。全ての控除は、INPI に対応する契約を説明した後のみに許可される（政令第 3000/99 号第 355 条第 3 項）。

所得税に加え、CIDE（「経済的支配干渉税」）も、海外に居住若しくは本拠地を有する者が提供する技術サービス及び経営支援などの契約を結んでいる法人は、また、海外に居住若しくは本拠地を有する受益者にロイヤリティを支払い、貸方記入し、引渡し、用い、又は送金をする法人は、10%の率で支払われなければならない（法律第10168/2000号第2条第2項）（法律第10168/2000号第2条第4項）。

結局、既にこのマニュアルの第2章の項目8.3で述べたように、①特許ライセンス、②商標ライセンス、あるいは③技術移転として支払うロイヤリティの控除は、INPIに当該契約の法的な登録が必要であるということ覚えておくことが重要である。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ブラジル編

[著者]

Ana Saito da Costa

Karina Hata

Mário Massanori Iwamizu

LAUTENSCHLEGER, ROMEIRO e IWAMIZU Advogados

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。